

改正法施行に伴う注意事項について

建築基準法、建築物省エネ法が改正され、令和7年4月1日（改正法施行日）から審査省略制度の対象範囲の見直しや省エネ基準の適合義務化などが開始されます。

改正法の概要について各自ご確認いただいたうえ、次の項目についてご注意願います。

確認申請、完了検査全般の注意事項

- ・確認申請書、工事届の様式が変更されておりますので、北海道のホームページ等をご確認のうえ、最新様式での申請をお願いいたします。
- ・令和7年度より各種手数料を改正予定です。また手数料の発生する事務の受付は9時から16時までとなっております。※昼休み（12時から13時まで）を除く
- ・確認の特例を受けることができる規模は、構造に関わらず平屋200㎡以下です。
- ・本市で審査する木造建築物の規模は、300㎡以下となります。
- ・採光、換気、排煙に係る開口は窓枠等ではなく有効寸法による面積ですので、建具表等に詳細をご記載ください。

改正建築基準法第6条第1号第2号の建築物（以下「新2号建築物」という）の注意事項

- ・確認申請、完了検査の特例は受けることができません。
 - ・大規模の修繕及び大規模の様式替えも事前に確認申請が必要となります。
 - ・法定審査期間は35日ですが、不備修正等によりそれ以上の期間となる場合があります。
 - ・完了検査前の建築物は使用制限により、居住だけでなく荷物の搬入等もできません。
 - ・登録省エネ判定機関等の適合判定通知書や設計住宅性能評価書などの提出または仕様基準等への適合が確認できなければ、確認済証は交付できません。なお、確認申請を提出した後に省エネ適判通知書等を提出する場合、確認申請時に国交省HP掲載の宣言書をご提出ください。
 - ・省エネに関する変更については、軽微変更証明書の交付や再度適判が必要な場合があります、日数が必要となることが想定されますので、早めの対応をお願いします。
 - ・構造関係規定について、表計算ツールや壁量等の基準に対応した早見表等を提出願います。
- 参照 日本住宅・木材技術センター (<https://www.howtec.or.jp/publics/index/441/>)
- ・建築主に対し上記の内容を十分に説明し、トラブルのないようご対応ください。

参考 マニュアル、解説等

- ・改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル
 - ・省エネ基準適合義務制度の解説
 - ・設計・監理資料集
 - ・実務に役立つ 建築基準法規解説
- etc...